

## 第7回 大分市自治基本条例検討委員会 グループ討議 第2班議事録

日 時 平成21年7月14日(火)

場 所 大分市コンパルホール 3階 多目的ホール

出席者

【第2班参加委員】

島岡成治、伊東龍一、中村喜枝子、永岡昭代、小出祐二の各委員(計5名)

### <第7回 大分市自治基本条例検討委員会 グループ討議 第2班>

(前半)	
座長	それでは、私が座長というふうにご指名がありましたので、今日のところは私が努めさせていただきたいと思います。最初に副座長と記録者、発表者を決めてくださいと言うことなのですが、本来7人のところが5人なのですが、どなたか副座長、記録者、発表者に立候補していただければありがたいのですが。
委員	できれば行政委員でない方がよいと、個人的には思いますが。
座長	発表者は自分の思いというよりも、このグループの意見であり、ここでは自由に意見を言っていただいて、このグループの意見をまとめたものを発表してもらうことになるので、それは大丈夫だと思います。よろしいでしょうか。
一同	はい。
座長	よろしければそういう形でやりたいと思いますので、よろしくお願ひします。まず、最初に30分程でと言われていますのが、今まで自治基本条例ということ、ここでは検討委員会ということで、最初に委員長のほうから、自治基本条例を作るということに関しては問題ないですね、反対の方はいらっしやらないですね、ということは確認されておりますので。 その確認をする前に今までの委員会の中で、自治基本条例の意義や意味付けというものも話をしていますので、その前提に立って、ではその自治基本条例を検討委員会で決めていく、原案を作っていくということになるのですが、その過程の中で、どうあるべきかという理念と、どういうことを具体的にやらなければいけないのかという手続き的な問題ですね。これの議論が今までの所なかなか上手にかみ合っていないところがあるのかなあと思う。その辺、

	<p>今までの6回の検討委員会に参加されて、率直な皆さんのご意見をお伺いしたい。</p>
委員	<p>自治基本条例は重たいと感じている。地方分権が行政と議会と市民が一体となってまちづくりをしていかなければならない、一言で言えばそれに尽きると思います。そのために知恵を出し合っていく。</p>
委員	<p>今までの条例や規約であれば、あまり情報がない。住民の方に情報の共有ができるような条例に。基本条例が基本的に住民のものであるという感覚を一番大事にしていきたい。そのためには、住民が情報を貰わないとならない。生きたものにするには。</p>
座長	<p>そうすると、今まで基本条例は他の市町村でも制定されていて、その中に情報公開に関する内容が書かれていますが、そういう所を充実させるというか、大分市においては情報公開のあり方の条文をどういうふうにするかということに関して、十分に議論する必要がある。</p>
委員	<p>条例の流れですね。最後まできちんと行くようなシステムを。下までいくような、途中で止まらないような住民まできちんといくようなシステムはどうすればいいか。</p>
委員	<p>あんまり行政の方から押し付けがましいことは言いたくないのですが、私の個人的な意見としては、いわゆる理念条例にするのか、それとも手続き条例にするのかというのは、この間島岡先生もおっしゃっていましたが、明らかに理念を踏まえて、実態的な規定を作っていく、そういう手続き条例であるという認識を私はしております。というのは、地方自治法の中では、基本構想を定めるとというのが第2条にあります。それはどういう形で消化されているかということ、総合計画ということで団体意思として、市民の皆さんがどういうまちづくりをしたい、そのことを団体意思として、こういう方向で大分市は今後まちづくりをしましょう、どういう施策の体系のもとにまちを創っていきましょう、そういう理念としてはかなり消化されたものが、集約されている。私は総合計画というものは、大分市のまちづくりの理念であると理解している。それを、具体的にどういう形で施策として展開していくのかというのが、それぞれの条例であろうと思う。その中でも、この自治基本条例が、条例のバイブル的な位置を何処の市町村でも位置付けがされているというのは、一つにはまちづくりのルールとして、この条例が機能している。そういう市民の意思が集約されているというところに、あるのではないかなと思う。どちらにしても、議論を深めていけば、行き着く所は手続き条例的な意味合いを持った条例にならざるを得ないのではないかな、という気がしています。理念の方から入っていくと、恐らく皆さんの理念はそれぞれバラバラでしょうし、一つの文章上にまとめるということは難しいのではないかと私は思う。そういう意味合いから言うと、早く実態的な規定をどうするのか、まちづくりのルールとして、どういったものを盛り込まなければな</p>

	<p>らないのか、項目あたりを早く議論した方がよいのではないかと思いますし、そういう時期にきているのではないかと、個人的な意見としてはそういう思いを持っております。</p>
<p>委員</p>	<p>条例はお互いの約束事だと考えてみれば、これが本当に市民の中に浸透していくためにも、こういう約束事でまちづくりの活動をしていこうということが、この中に盛り込まれないと、私はあまり身にならないと思います。したがって、手続き的な問題はこの中に盛り込まれていく必要があると思います。本当に市民が、大分市がこういう約束事でまちづくりに参加しているということが、理解できていないと大変だと私は思います。</p>
<p>座長</p>	<p>皆さんの意見を聴いて、私が今感じたのは、言っている視点は少しずつ違うけれども、全体としてはそんなに違ってはいないのではないかな。最初に言われた、市民と行政と議会が一体となってまちづくりをするということはそのとおりで、そのために基本条例はそれぞれ市、市民、議会がどういう役割をするのかということルールとして定めるというのが、まず一番目だと思う。そのあとで、市や行政に対してどういうことができるのか、あるいは行政が市民に対してどういうことをしなければならないのか、その中に情報公開というようなことが入ってくることになる。その基本的な項目を入れることが基本条例になるのかなと思う。そういう意味では、地方分権の時代の中で、市と市民、議会も含めて、基本的なあり方というか、枠組みを決めるのが基本条例であろうと思いますので、一体感を持つために、どういう内容を盛り込んでいくのか、どういった手続き内容が必要なのか、ということを検討する時期なのかなということは私も賛成です。そういう方向でよいのかなと。</p>
<p>委員</p>	<p>上の方の問題を捉えるよりも、お互いがこういう条例によって、お互いが理解をして、まちづくりに参加するという、その辺でいかないと、理念と言えば、それぞれ色々違う問題が出てくると思う。</p>
<p>座長</p>	<p>先程の総合計画というものは此処にあって、これが割りとは具体的に大分市がどういう方向に進むべきか、ということが議論されているわけです。それに対して基本条例というのは、どういう方向にというよりも、こういうことを実際にやるために市の行政、支所、市民、議会がどういう関係になければいけないかということを決めるもの。これ二つが対になっています。大分市の行政が展開されていくのだと思うのです。そういう意味では、未来像というか、こうなければならないという未来像は、どちらかというところの方で近くて、基本条例というのは、それをやるための議論の場所というか、その仕組みをどう作るのかということなのかなと思うのですが、その辺はどうですか皆さん。</p>
<p>委員</p>	<p>ちょっと外れるかも分かりませんが、まちづくりに向けてどういうまちを創るかということで議論している訳ですが、その基本になる所のちょっ</p>

と言にくいのですが、縦割り行政で横のほう伝わっていないような感じがする。そういう所をしっかりやって欲しい。ちょっとこの辺の所が不満じゃないかなという所がある。まちづくりは人づくり。人材育成に力をいれるべき。国づくりは人づくり。人づくりは国づくり。そこら辺にもっと力を入れて欲しい。

座長

今、委員が言われた最初の話、行政の横のつながりといった時には、市の行政の、或いは市の職員のあり方とか、そういった所に多分関わってくるのだと思うのです。具体的にこんな方法でというのは、多分基本条例の段階ではないのだろうと思うのですよ。基本条例の段階では、言葉は分かりませんが、市の職員は広い視点で大分市を見てというようなことを何処かに取り込むと、そういうことになるのかなあと。そういう基本条例の文章を受けて、具体的に市の組織がこんなふうに変えられるというのは次の段階かなあと思いますので、そんな事が少し必要であるという意見が強まれば、そういう文言を盛り込んでいくことで、大分市の特色性があるということになる。

もう一つ、私、実は前回の時も言いましたけれども、教育というものはすごく大事なあと考えているのです。これ多分議論になると思います。今までの他の市の基本条例を見て、教育に関して何か具体的に書いているのは殆ど無かったような気がするのです。そういうのは、それ以前のところで、もう一つ前の段階で市民と行政の関係を言っているの、具体的に教育ではということは無いようなのですが、それが必要なかどうなのか、ということとはひょっとしたら、今後大分市の基本条例を作るときに、少し議論してもいいのかなあという感じはしています。それは何故かと言いますと、市の教育と言うと、結局小中だと形になるとは思いますけれども、義務教育ですね。義務教育だけでもないのですけれど。特に義務教育は文科省の指導が非常に強くて、恐らく文科省の教育指針に則って、全国一律に教育が行われている。それが、例えば地方分権になった時に、そのままの姿をとるのか、そうでないのかというのは議論の余地が出てくるのだろうと。義務教育だから、最低限の、日本の教育の中で、これだけは教育しなければいけないという内容は勿論あるのだけでも、地方の中で、地方独自で義務教育の時代に教育しなければならない問題はないのか、ということですよ。そこが議論された時にそこまで市の教育行政に対して、市民協働の形か或いは大分市独自のものを持った教育ができるような仕組みというものが盛り込まれるように、基本条例の中に入るのか入らないのか、ちょっと私も分からないのですけれども。入れるのはとても意味がありそうだけれども、ひょっとしたら基本条例としてはそこまでは踏み込まないのかも知れない。両方の思いが実はあるのですけれども。その辺りは、皆さんよって議論してもいいのかなあという気はしています。これをそう思ったのは、何故かと言いますと、前回の議論の中でも、教育の問題というのは、少し委員の中からも出てきましたし、アンケートの中にもそういうことが書いてあった。教育の問題に関するようなことを大分市の中にも書いてあって、それに対して基本条例は全く触れなくてよいのか、或いは何らかの形で触れられるようにしておくのか、触れないにしても、大分市の教育がオリジナリティーを持って展開できるような仕組みが見えるよ

	<p>うな、それにつながるような形が考えられているか、考えられていないということは大事故かなという気がしています。</p>
委員	<p>私はやはり理念としてはですね、今まで条例とか法律とか色々なものが行政中心で上滑りで、何と言うか美辞麗句でちゃんとしたもので飾ってました。でも、自治条例となったらやはり住民が主体だから、住民の方に軸足が行ったということをして住民に、あなたたちの権利であなた達の責任であるよというような根本的考え方を、理念の中にきっちり入れて貰った方が、感じが主役と言ったらおかしいですが、住民達が行政とともに自分たちの地域のまちづくりを責任持ってやるのですよと、自覚みたいなものじゃないかと私は個人的には思っていたのですが。</p>
座長	<p>それは例えば、これまでのモデルという、これ第1回目のときか第2回目の時に、自治基本条例の報道モデル、神原さんという方が書かれたものあって、これを出されたのですよ。大事なものは、情報の公開とか市民参加とか話はするのですが、その前に前回もお話しさせていただいたように、行政と市民と議会のそれぞれの権利と役割というのを、多分基本条例の中で明確にしていく必要があるだろうと。で、その中で、今委員が言われたように、住民が権利はどういう権利があって、そして権利だけではなくて、やらなければいけない義務というのですかね、どういうことであって、ということがやっぱり盛り込まれる必要があるのかなあという感じはしています。そういうところで、恐らく広報みたいなもの、もう少し分かり易くしてもらってですね、恐らくここにずっと書かれているのは、具体的な行政のあり方の、色々な、情報公開にしても、市民参加のあり方にしても、市の行政がどういう形で行われ、問題があることは何かというのが、情報公開であったり、或いは市民協働のあり方であったり、項目があがっているのか。その一つ前に、市はどういう役割であったり、市民はどういう役割であったり、市議会はどういう役割であったりということを、もう一度明確に地方自治、地方分権の時代に相応しい形で成立させるということ。ということで、今委員が言われたようなことが、そこに盛り込まれてくる。</p>
委員	<p>簡単な言葉、理解しやすいような。難しい言葉だったら凍り付いて読まなくて。簡単な言葉で書いて下さい。</p>
座長	<p>見ていると、他の市もですます調ですね。何々ですとか、何々しますとか。</p>
委員	<p>小学生とか理解できるように。義務教育が終わるぐらいからできるとかいうぐらいに。</p>
委員	<p>宣言的なものもありますよね。何々しますとか、私たちは何々しますとか。</p>
委員	<p>今まで難しい単語使っていた。それをできるだけ理解できるような、同じ内容になるように。</p>

委員	<p>どちらにしても、条例自体は実体的な規定といってもですね、刑法とかあんな難しい法律みたいに、何をしたらこういう罰がありますよとか、これしたらいけませんよとか、というような条例にはならないと思うのですね、どちらにしても。やっぱり理念を踏まえて、こういう手続きを基本的にはしましよよというような、そういう内容にどうしてもなると思うのですよね。だからそれをどう活かすかは、また受け取り方もあるし、なかなか難しいとこだろうと思うのです。</p>
委員	<p>理解しやすい単語をと思うのですよね。</p>
座長	<p>理解しやすいのと、それから私ちょっとやっぱり気になっているのが、前回も言いましたが、市民って誰かって言った時に、これ色んな問題を実は含んでいると思うのですよ。住民票を持っている人と言ってしまくと簡単なのですが、どうもそうは言えないだろうと。それだけではなくて、大分市で働いている方とかですね、大分市で学んでいる方とか、そういうことを含めると、先に見えるは、外国人はどうするのかとか問題が出てきてですね。外国人は日本国憲法の中でも、色々制限がやっぱりあるのですよね。そうすると、どうも市民と言っても色んな市民がいて、ケースバイケースで権利と義務が変わるっていうことですね。それを今の段階で整理というか割り切るとなかなか難しいかも知れない。そういう気がします。見てきて、他の所読んでいても、あいまいな所がありますね。例えば、住民票は無いけど働いている人は何処まで入れているのか、住民投票なんかはもっとそうですね。住民投票は誰かっていうこと。住民投票の時の市民は、基本条例で言っている市民とはちょっとずれているのではないとかですね。しているようなのですね。だからそういう意味では、微妙な問題が背後にあるのを、今はそれを上手く取り込みながら表現できるかどうか。ですから、一見分かり易いように書いても、判断が分かれるような。実際今なっているなど、他の市の基本条例を読むと、そういう気がするんですね。その問題をちょっと睨みながら、文言としてはやはりできるだけ分かり易いようにとは思いますね。</p>
委員	<p>分かり易く書いてですね、取り方によって色々ですよっていうか、取り方がいいとか悪いとかではなく、取り方によって色々ですよという、各地域で色々な所の特色を活かして、地域色豊かな地域づくりができるのではないかと。ある程度、がんじがらめにしたくはない。受け方で違いますよとかいうのも、プラスの面で考えたら、マイナスで考えたらちょっとあれやけどね。プラス面で考えたら色々な形の地域づくりができるのだとか、できませんかね。</p>
座長	<p>そこがなかなか難しい所で、勿論そういうこともるでしょうし、ところが公平性っていうことを考えたときに、この地域ではこうなのに、この地域ではこうだよっていう。それと、今は地域の中だけで生きている訳ではありませんから、行ったり来たりする中で、これは不公平だと。そういうことが起</p>

	<p>きる可能性はありますよね。その辺の微妙なバランスみたいなものは取る必要がある。外国人に関しては、例えば介護士を外国人が受けるということになると、恐らく外国人を市民として認めないということは出来なくなってくると思うのですよね。今は、日本が外国人に対する規制が結構きつい。例えば、日本で生まれた外国人は日本国籍を持ってない。イギリスとかアメリカとかは持てるのですね。自分で選択できるのですね。日本人であっても、外国で生まれた場合には、その国が日本っていうことを選択できるとかってなことがありますして、随分そういう意味では、日本は閉鎖的な国づくりをしてきたのだけど、それがひょっとしたら崩れていくかも知れない。その時どんな問題が起きるのか。その時に市民って一体誰かっていう、もう一度考え直さなきゃいけない時代が来るのだと思うのですね。そういうことを頭に入れて、市民って言う言葉を使ったほうがよいかなど。今は出来る範囲で定義付けるしかないかなと。</p>
委員	<p>日本国憲法なんか、戦後そのままです。見直す点は見直して、何年後とかに。それは必要と思いますね。</p>
座長	<p>特に基本条例の場合には、殆ど他市も手探り状態で作っているところがあるので。私も今回この委員の一人になって、自信はないのですが。これが大分市の基本条例だっていうものを作り上げる自信はないので、これはやはり何年か経ったときに当然見直すということは必要なのだろうと。</p>
委員	<p>進行管理的な意味で、検討委員会みたいなものを作って、審査会みたいなものを作って、この条例の施行状況を見て、見直しをかけるという様な取組みをしている市もあります。</p>
委員	<p>そうでしょうね。それは大事だと思います。また、違う理念が入って。</p>
委員	<p>当然必要だと思います。</p>
委員	<p>これ作ってね、市民に何処まで理解をさせるか、どういう理解のさせ方をするかという、その辺がある。行政がこういう検討してレクチャーするような、本当に市民に浸透し理解させるためにはどういう方法でやるのか。大変難しい問題だと私は思うのです。私も総合計画の委員になっておりましたけど、総合計画の冊子が出来て僕等貰いましたけど、市民に何処まで行き渡っているかという、殆ど行き渡っていないと思います。そうなってくると、この基本条例をどうやって浸透させるべきかということを非常に心配しているのです。この前、議会の基本条例かな、あれはあっちこっちで説明会をした。あれは一応説明会をしたことになって、市民に公開をしたということになっているが。</p>
座長	<p>何処まで市民が知っているか。</p>

委員	そういうことを本当に何処まで理解していただいているかですね。
座長	これは何処やったかな。ホームページでこういう中学生、小中学生、子供向けですね、子供向けの札幌市の自治基本条例のホームページがありましてね、多分こういうことをやらないと、例えばこれにしてもこれを全部読む人っていないですからね、正確に。そうすると、一番大事な事って、基本的大事なこと、要するに少なくとも大分に住む未来を造る小中学生に聞いて欲しい。この総合計画の中で知っておいて欲しい内容、それを分かり易くまとめて、この形で広報します。それは結構意味があるのかなって思う。これは実は小中学生用だけど、大人が見ても分かり易い。
委員	それの方が分かり易い。
座長	全部知りたいと思えば、ちゃんと元に戻ればいいわけですね。全部知る必要はなくて、大体どういうことかっていうことを、皆さんは、やっぱり多分多くの市民はそれを知りたい。そういう意味では、こういう子供向けっていったらあれかもしれないけど、分かり易く説明をする、たくさん書くのではなくて、基本的なことだけを説明する。このホームページはなかなかいいなあとあって、コピーしてきたのですが、ダウンロードして、札幌の。どうして基本条例はできたのかというような、中学生、小学生中学生レベルで、小学生高学年くらいから中学生に分かるような広報活動がやっぱり必要かなと。
委員	確かに今おっしゃたように、行政は割りと自己満足的な取組みをすることが多いのですね。自治基本条例も本当に市民の人になる条例なのかどうかという、それは活かし方次第なのですけど。作り方、活かし方次第なのですけど。なんか行政はそれに取り組んでそこで出来たら終わりみたいな、持っているからというような、そういう懸念はあるのですね、確かに。会長がおっしゃるように。そこら辺が、どれだけ市民の皆さんに有益な条例となるのか、なり得るのか。今からの問題なのですが、懸念はありますよね。私も行政にいるけどやっぱり。
委員	市民がどう動いてくれるかを思っているのですね。市民一人ひとりがどう動くかが一番ですね。
委員	それもありますね。
座長	だから両方だと思っんですね。市民がどう動くのかということと、それから行政がどう変わっていくのか。両方が上手くかみ合ってますね、まちづくりが進んでいけばいいことだと思うのですけどね。
委員	条例によってどう活かして行くか。これはもう協働の時代だから、必要として、どう動かすのか、どう動くか。



委員	<p>要は、市民が偉くならないと悪いということですね。</p>
座長	<p>偉いとか偉くないとかいうことではないのです。</p>
委員	<p>今、実際釘宮市長が市民協働のまちづくりということを、運動として実証していますよね。ああいうのも、今から作ろうとする条例の考え方ではあるんですね。これから先まちづくりをする時に、こういう手法でやりましょよという呼びかけなので、それを実態法的に条例という形で作っていこうかということ。私はそういうことだろうと思っているのですがね。一つの切り口にしか過ぎないのですがね。</p>
委員	<p>先生、僕が偉くなるというのは、ホームページあたりを市民がどれ位見るかということ。見るように、偉くなるようにということだから。</p>
委員	<p>今、五十前に近い人が多いですね。ホームページは、お年寄りにはちょっとね。</p>
	<p>(各班で発表)</p>

<p>(後半) 座長</p>	<p>そうすると、今委員長から言われたのは、一つは他のグループで、少し市民の声を聴き取るために、この委員会の範囲を拡げるかどうかということに関して、どういう意見をお持ちだろうかということが一つですね。それ以外に、他のグループでも話の中で、それはこうだなと思うようなことがあってからもこれでいきますと発表したらいいかなと思うのですけれども。それからもう一つは、具体的に次の段階でどうやっていくのかということ、勿論市民から声を広げるか広げないかということも含めて、今日は議論しとかなないといけないのかなと思うのですけれども、その辺りどうでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>私はですね、一般市民に色々と聞いたほうがよろしいと思いますけど、なかなかそんなにまとまらないじゃないですか。だからこの状態で一応条例っていうのを出来る範囲で作って行って、今社会がすごくこう変動が激しいですよ。だから、実際にこれが施行されて、住民に届くか届かないかというのが色々な状況が出てくると思うのですよ、この委員で作り上げたら。そしてたらその時点で、一年に一回でもいい、改正、世の中変わっているから、見直しをする委員会というものを作っていった方が現実的で、早く出来るのではないかなと思うのです。実際にやっていて、これはおかしいとなったところで。先ほど言われたように、まちづくりとかいうのをずっと前から掛け声でやっています。そういうまちづくりに対して行政の方は、地域にどういう援助の方法とか助言とかできるのでして行って、その代わり早めにそういうふうな結果が出た方が、この基本条例がしょっちゅう何処かおかしいのではないか、市民の声を聴いていないのではないかとというのがあったら、会議でもできるようにしてから、そういうふうな出来上がった時点で、見直し委員会みたいなものを作っていったらどうですか、と思うのですが。</p>
<p>座長</p>	<p>どうですか、他の委員さん。要するに恐らく広げるのはいいのですけども、私たちも何回かしてやっとこの基本条例って何かってというのが何となく分かってきた。これを広げるのはいいんだけど、分かってもらうっていうのが結構大変かなあという気がしますね。</p>
<p>委員</p>	<p>どこかでパブリックコメントは取るんですね。</p>
<p>座長</p>	<p>取ると思います。通常は必ず取りますし、それから委員が言われたように、当然これは見直しをするのだというような形、柔軟性を持つということは大事。どうでしょうか、このご意見に対して。</p>
<p>委員</p>	<p>同じです。</p>
<p>座長</p>	<p>このグループではそういう意見でよろしいのですかね。</p>
<p>委員</p>	<p>アンケートは取ってもいいような気はするのですが、アンケートをとりまとめるのはまた非常に難しいし、どういう視点でアンケートをするか。</p>

座長	アンケートはアンケートの作り方が問題になる。
委員	<p>こういうようなことでアンケートを取りますが、あなたはアンケートの対象となっておりますが、あなたのご意見はどうですかという、具体的なものを幾つかあって、意見を問うのならいいけど、ただ基本条例をこういう形で今作っているが、あなたの意見はどうですか、ではちょっとはね返りが無い。</p>
座長	<p>分かりました。自治基本条例っていうのは、多分まだ市民に馴染みが無いのだと思うのです。馴染みの無い段階でアンケートを取るよりも、自治基本条例でこういうことをしているので、こういうのを作りましたと。これはどうでしょうかという見直しができますよっていうその姿勢の方が。</p>
委員	<p>こういう形で決まりそうですとかね。これについて皆さんのご意見はとか。</p>
委員	<p>パブリックコメントの時期と思うのですね。そこに力をこう入れた、アンケート取るよりパブリックコメントの方に力を入れて、たたき台のこういうのが出来ました、どうですかと。そうしたときに、せっかく取ったのをまとめる方法が無かったり、生かす方法がなかったりと思うのです。とっても大きな問題だから、早くたたき台が決められると。</p>
座長	<p>また、時期の問題で、じっくりと市民が自治基本条例に対して関心が無くて、十年でも二十年もかけて作るという、こういうことであれば、十年は言い過ぎかもしれませんが、数年かけて作っていくということも、勿論あるのでしようけれども、それよりは、まず素案というか、ここで今まで議論した内容を踏まえながら素案を作って、それでパブリックコメント行うという。或いはさらに、それを訂正した後においても、見直しの機会を十分に考えておく。というようなことの方がいいのかなあという気がしますね。</p>
委員	<p>何かできないと、それに対する市民の考え方は出てこないと思う。私は地域には地域の基本条例みたいなものがあると思う。何百年続いてきているその中に、これはこうすべきだという、お互いが認識している条例のようなものがあると思う。そういったものが出てくる必要があると思う。大分市の市民の中から。だから、そういう形が一応出来たところで、皆さんに問いかけることが。それでいいのではないのでしょうか。例えば、地域にある色々な約束事が、何百年も変わらないことはない。これが悪いからこういうふうに変えようという形の中で、一つの不文律のうちに出来上がってきている。それと同じように、やはり基本条例も形を変えていく必要がある。だから、その長さが、ここで作って、それを皆さんにいっぺん出すと。それでいいのではないのでしょうか。この前、議会の基本条例もそういう形ではなかったですか。</p>
委員	<p>そうですね。なかなか市民のご意見を聞いてですね、原案をつくるという</p>

	<p>のは大変だと思います。色んな角度でご意見がありますんで、そこに一つの方向性を持って、ある程度の枠組みは持ってないと、なかなかそういうご意見を反映させるのは難しいと思いますね。ランダムにこう出てくると。</p>
委員	<p>あの時も、議会はそういう条例を作る必要が無いという声も、やはり説明会の中で出てくる訳です。</p>
委員	<p>それよりも、具体性を持った中で、こんなのどうでしょうというご意見をパブリックコメントなりで聴かせていただいて、決まって施行した後も、おっしゃるように見直し委員会を作るなりして、管理して行きましょと、常に検証して行きましょと。皆さんの意見が変わった時には、変えて行きましょよと。柔軟性方が、それで十分じゃないかと思いますけどね。</p>
座長	<p>はい、これで皆様の思うようなご意見だろうと思います。他に、例えば他のグループのお話の中で、ここはこうじゃないのというようなご意見は何かありますか。</p>
委員	<p>やはり先生がおっしゃったように、市民のやる気はやはり今後問題になりそうですね。そこは難しいのではないかと。</p>
座長	<p>さっき由布市で、市民の定義から否決されたという話がありましたけれども。私も具体的な内容は分からないのですけど。</p>
委員	<p>今、相当外国人が入っていますよ。昨日も私支所に行きましたら、三井造船のインドネシアの、何処の国かといったらインドネシアと。二十人くらい外国人登録に切り替えたいので来ていました。その時、私散歩の途中で自転車から、三井の造船所から出てくるのを大分見ました、何十人か。それと文理大が、やはり先生の所は留学生がいますね。それと、今農業研修生が、私の屋敷うちにある貸家に4人いるのです。彼らには何とか手当て、この前の1万2千円か、あれがやはりくるのですね。あれ、何ヶ月以上住んでいれば。</p>
委員	<p>今、大分市も外人登録の方が二千人を超していると思うのですよね。そういう方の、基本的には住基法上は市民なのですね。そういう方の扱いというのはどうするのか。特に先生がおっしゃったように、参政権とかそういうのは無い訳ですから。</p>
座長	<p>例えば、住民投票というのは項目で上がっていますね。これがどうなのかという。</p>
委員	<p>大分でそんなに外人の方がいらっしゃるのに、日本語教育って全然ないですね。ああいうちゃんと造らないと、意志の疎通が出来ないから、大分市が考えるし条例の中に入れるかどうか、市が教育の中で日本語を教える教室か何かそういうもの造った方が。外国人の所は事件が多いじゃないですか。意</p>

	志の疎通で。ちゃんと日本語が分かるような教育の場を少し持っていく必要があるのではないかと。大分でこんなに一杯外人が居るのに無いのですよ。
委員	文理大にはあるのでは。
座長	ありますよ、日本語学科。
委員	文理大に行けば、私なんか日本語教師の資格を貰ったのですが、文理大の先生が来てね、色々教えてもらって。でも、本当に無いのですよ。市とか県とかが、ちゃんと出来るような所を造って欲しいなあとは思ったのですよ。文理大にあるのは分かりました。
座長	文理大は定員がありますから。
委員	一般の人は行けないでしょ。家族を呼んで、おばあちゃんとかおじいちゃんとか行けないでしょ。やはり、言葉が通じないということは一番治安が乱れる。少し行政の方が考えて欲しいなあとは何時も思っているのですよ。
委員	それと、勤めに来ている方が大分市にいらっしゃる時間がある訳ですから。法律というのは属地主義といって、そのエリアに施行されるので、大分市の旅行者も適用されるのですね、大分市の中で違反行為をすれば。当然罰則の適用があります。国と国になると、帰ってしまったら適用できないとか色々ありますので、その難しいところはあるのですが。
委員	恐らく日本に留学とか渡航して、そこにちょっと住んでいるという時は、前もってその国の日本語をある程度日用語っていうのも……
委員	そして、私の所に居る組なんかは、来て一ヶ月間は作業をしない。何処かそういう連中は二十人なら二十人で来て分散しているから、二十人なら二十人が集められて、日本語教育を一ヶ月間するのです。だから、私ら朝会うとお早うとか言います。そうすると、お父さんと言われる。
座長	外国人に対する日本語教育の問題というのは特別な問題なのですね。直接自治基本条例の先の方につながる問題として。
委員	投票とかなった時にどうするかですね。
座長	他都市のですね、自治基本条例の市民の定義っていうのは、どうもこう一定ではないような感じがするのですね。一応事務局の方に調べていただいたらいいかなと。要するに、ここの基本条例では市民はこう定義している。大分を考える時に参考にする。見てみますと、定義がなくて市民と謳っている場合と、それから市民としての定義を、住民票を持つ人と、それから会社組織を市民として認めている場合と、それからもっと広くですね、住民票のあ

	<p>る者、若しくはその市町村で働いてたり学んでたりする人というふうにして る場合とか、幾つか。その時の問題点みたいなのを考えないといけない。</p>
委員	<p>大分の市民とは何かを一つに決めてもらわないと、市民とはなにか。</p>
座長	<p>多分、それは流動性があるってですね、今決めたからといって、固定的なもの ではなくて、そのうち変わっていくのだろうなということは想像できます けど。</p>
委員	<p>大分市に留学生なり、研修生なり来ている方たちもまちづくりに参加して もらいたい。その時にはどうするのがいいかと、やはり外国人の方がどんど ん増えていく、その部分を巻き込んで、国際交流を兼ねてまちづくりに参加。 ということで、日本語研修も進んで、友好になるということにもなりますよ ね。そういうことまで考えて、していったらいいと思う。</p>
座長	<p>それは、そのとおりだと思うのですが、そこで日本の法律の問題とか、 色々と上手く合わない所がでるとかですね。そうするとですね、恐らくそう いう法律を勘案しながら、市民を定義すると、市民にといっても、何種類か の市民が出てくると思うのですよ。何種類かの市民というのは、法律上の区 別ではあるのですが、まかり間違うと差別になる。なる可能性があるのだ すよね。そこ辺の市民をどう捉えるかという所の微妙な問題が、私はあるの だろうなというふうに思っているのですがね。恐らく、法律上はですね、 今の現行の色々な制度とか、そういうものが上手く合わせるとしたら、市 民は多分一筋縄ではないのですよね。その場合はこれが市民、この場合はこ れが市民、この場合はこれが市民というふうに変っていくのですよ。その 線引きが沢山あると、非常に分かりづらくなるのと、混乱を生じるでしょう し、その内容がどう整合していくのかということは、とても大事なことがな あと思うのですが。</p>
委員	<p>自治条例で市民はどうか、という定義はできますよね。</p>
座長	<p>ただ、自治条例というものはですね、市政全般に関わる事なのですよ。自 治基本条例というのは。</p>
委員	<p>市民とは何かというのは。狭い意味でもいいからですね。</p>
座長	<p>ですから、その時にそれを踏まえて、市民の定義をするのか。要するに、 市民協働のまちづくりであれば、外国人も入れてとか。住民投票であれば、 住民票がある人とか、何かそういうそれぞれの条例なり、規則の中で、市民 が定義付けられるということを入れて、市民を定義付けるのか、そうで ないのか。一義的にすると、すごく混乱する。 今後の進め方、 のグループのところはちょっと広げて、後のところは ちょっと項目を絞ろうよとなっていたと思うのですが、そのことについて</p>

	<p>どうですかね。</p>
委員	<p>教育とか景観だとか、そういうふうな項目を検討するのですかね。</p>
座長	<p>それはちょっと色々意見があるのだろうと思うのですが、どういうやり方が一番分り易いのか、というのも議論されていかなきゃいけないのだろうと思うのですよ。一つは、あくまでも理念法だから、大分市のアイデンティティを議論して、その上でという話があったのですが、それは難しくないかなと、若干感じているのですが。それは、やはり大分市の四十何万の市民が、一致してこうだとはならない計画。そうではなくて、そういう大分市の進むべき方向が議論できるような枠組みを作らないといけないだろうと思うのです。その辺は、私も意図が十分に分っていないのか知れないのですが、そういう意味では、やはり理念法と言いながら、理念を背景にしながら、やはり手続きの方向ではないのかなあと</p>
委員	<p>最大公約数と呼ばれるような、項目は必要じゃないかなと。私も具体的にするより。</p>
座長	<p>だから、私は協議会の問題というのは具体的なのが、それとも必要なのかという微妙なせんに集まってもらって、それで皆さんで議論した方がいいというふうに思っているのですが。そこに、教育だ、子育てだ、何だということを具体的にあまり入れすぎると、がんじがらめになるという感じがしますね。非常に一般的な枠組みって言うのですかね、市と今日の最初に委員が言われたように、市と市民と議会が一体になってやるための具体的な枠組み、それが例えば情報公開であったりとか、或いは市民参加の手法であったりとか、そういうことになるのだろうと思うのですけれど、それに限定した方がいいのかも知れないですね。あまり、具体的な総合計画に使われるような施策に入ると、それに形がこう引っ張られてくるのだろうと。というような形のものではないのかなあというふうに、私は想像しているのですが。その辺が、ちょっと他のグループとは意見が違っていると思いますけど。</p> <p>(グループ討議終了)</p>